学校以外の教育機関

岩手県教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月29日

岩手県教育委員会

教育長 佐 藤 博

岩手県教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会代決専決規程(昭和32年岩手県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(学校教育室の室長等の専決事項)	(学校教育室の室長等の専決事項)
第9条 学校教育室の分掌事務について、室長、学校教育企画	第9条 学校教育室の分掌事務について、室長、学校教育企画
監、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとす	監、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとす
る。	る。
[略]	[略]
学力向上担当課長専決事項	学力向上担当課長専決事項
(1) [略]	(1) [略]
(2) グローバル人材の育成に関し指導及び助言を与えるこ	
<u>と。</u>	
[略]	[略]
産業・復興教育課長専決事項	産業・復興教育課長専決事項
(1)~(4) [略]	(1)~(4) [略]
	(5) グローバル人材の育成に関し指導及び助言を与えるこ
	<u>Ł.</u>
[略]	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。